

## 公害健康被害の補償等に関する業務会計年度任用職員募集要項

### 1 募集人数

1名

### 2 業務内容

- (1) 公害健康被害の補償等に関する各種申請書類の受付・審査などの事務の補助
- (2) 認定審査にかかるデータの入力及び確認
- (3) 認定審査にかかる医療機関との電話による問い合わせ及び確認
- (4) 大阪市公害健康被害認定審査会及び公害診療報酬審査委員会における事務の補助
- (5) 公害健康被害にかかる健康調査票の配布・回収・整理などの事務の補助
- (6) 上記以外の大坂市保健所管理課審査・給付グループの所管する事務の補助  
(電話対応、郵便送受、資料作成、文書管理その他事務補助全般)

### 3 応募資格

- (1) 以下のいずれにも該当する者
  - ・パソコンなど OA 機器 (Word、Excel、その他業務システムを使用します) の基本的な操作ができる者
  - ・健康で、かつ意欲をもって職務を遂行すると認められる者
- (2) 地方公務員法第 16 条 (欠格条項) に該当しない者  
**【地方公務員法第 16 条 (抜粋)】**  
(欠格条項)
  - 1. 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - 2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
  - 3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
  - 4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

以上(1)、(2)の受験資格を満たす者がこの試験を受けることができます。

・年齢、学歴は問いません。また、この職は日本国籍を有しない方も受験できます。

(注) 日本国籍を有しない方で、就職が制限されている在留資格の方は採用されません。

### 4 任用期間

令和 8 年 3 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日まで

※勤務実績に応じて再度、任用される場合があります。

(最大 2 回、令和 10 年 3 月 31 日まで)

## 5 勤務条件等

### (1) 勤務日数

- a 1日6時間の勤務時間で週5日勤務
- b 1日7時間30分の勤務時間で週4日の勤務

### (2) 勤務時間

- a 週5日勤務の場合、午前9時00分～午後3時45分（休憩時間45分）
- b 週4日勤務の場合、午前9時00分～午後5時15分（休憩時間45分）

### (3) 休日

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、  
勤務日が週4日の場合は所属長が定める1週につき1日の日、  
年末年始（12月29日～翌年1月3日）

### (4) 勤務場所

大阪市保健所管理課 審査・給付グループ  
大阪市阿倍野区旭町1-2-7-1000 あべのメディックスビル10階

### (5) 報酬等

報酬（月額）	176,436円～196,620円
期末勤勉手当 (6月、12月に支給)	2年目以降 (勤勉手当は支給要件を満たす場合に支給予定)

※採用されるまでの職歴等によって上記の範囲内で決定されます。

※上記のほか、通勤手当等が支給されます。

なお、上記の報酬等は募集時点のものであり、給与改定等により採用時には変更されることがあります。

### (6) 休暇等

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則に基づき付与されます。

年次休暇	付与日数：2日 付与期間：令和8年3月1日～令和8年3月31日
特別休暇	<p>【有給】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・夏季休暇</li><li>・忌引休暇</li><li>・結婚休暇</li><li>・災害等による通勤等の出勤困難な場合</li><li>など</li></ul> <p>【無給】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・生理休暇</li><li>・妊娠障害休暇</li><li>・産前産後休暇</li><li>・配偶者分べん休暇</li><li>・育児参加休暇</li><li>・育児時間休暇</li><li>・<u>子の看護休暇</u>※1</li><li>・<u>短期介護休暇</u>※1</li><li>・ドナーハイ</li></ul> <p>(※1) 別途取得要件あり</p>

※その他、育児休業等制度、介護休暇等制度、病気休暇制度あり。（別途取得要件あり）

### (7) 社会保険

対象外

### (8) 服務

- ・地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規定の対象となります。

・営利企業への従事（兼業）については可能です。ただし、その場合でも職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となるため、留意してください。

#### (9) その他

受験資格がないこと並びに申込の内容及び受験提出書類等に虚偽のあることが認められた場合には合格を取り消すことがあります。

### 6 選考方法

#### (1) 筆記試験（小論文）【事前提出】

次の課題について小論文を作成し、採用申込書等と併せて提出すること。

課題：「これまで、培った経験や知識で、今後の業務に活かせるることは何ですか。」

あなたの具体的な体験を踏まえて、600字程度で述べてください。

※様式はホームページからダウンロードしてください。

※作成にあたっては、データ入力、手書きのどちらの方法でも構いません。

#### (2) 口述試験（面接）

### 7 選考日時及び選考場所

日時：令和8年2月12日（木曜日） 午前後9時30分集合

※午前9時20分から受付開始します。

場所：大阪市保健所 第4会議室

大阪市阿倍野区旭町1-2-7-1000（あべのメディックス10階）

### 8 応募方法

#### (1) 提出書類

次の書類を持参又は郵送にて送付してください。ただし、書類に不備がある場合は選考試験を受験できないことがあります。

ア. 大阪市会計年度任用職員採用申込書 1通

※過去3か月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。

※採用申込書は、本市所定の様式に限ります。

イ. 申し立て書 1通

※申し立て書は、本市所定の様式に限ります。

ウ. 公害健康被害の補償等に関する業務会計年度任用職員採用試験

筆記試験（記述用紙） 1通

※筆記試験（記述用紙）は、本市所定の様式に限ります。

エ. 結果通知用封筒 1通（長形3号封筒に110円切手を貼付し、受験者の宛先を記載したもの）

#### (2) 受付期間

令和8年1月19日（月曜日）～令和8年2月9日（月曜日）まで（当日必着）

※持参の場合は、平日午前9時～午後5時30分まで

※郵送される方は、提出書類を封筒に入れ、「大阪市会計年度任用職員採用申込書在中」

と朱書のうえ、簡易書留（簡易書留に準ずるものでも可）により送付してください。

※簡易書留等以外の方法により送付された場合の事故等については責任を負いません。

※郵送料金不足の場合は、受け付けることができませんのでご了承ください。

(3) 提出先

〒545 - 8515

大阪市阿倍野区旭町 1-2-7-1000 (あべのメディックスビル 10 階)

大阪市保健所管理課 審査・給付グループ

電話 : 06 - 6647 - 0793

(4) 申込書等配布場所

大阪市保健所管理課 審査・給付グループ (大阪市阿倍野区旭町 1-2-7-1000 あべのメディックスビル 10 階) にまで受け取りにきていただくか、大阪市のホームページから取得してください。

(5) その他

- ・試験日時の変更には応じられません。
- ・本試験において、受験票は発行しませんので、試験当日は直接、試験会場におこしください。

9 結果発表

選考試験の結果については、合否に関わらず、令和8年2月20日（金曜日）頃に受験者全員に通知します。

なお、電話等でのお問い合わせにはお答えできません。

10 その他

- (1) この試験において提出された書類等は返却しません。なお、受験に際して大阪市が収集した個人情報は、職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。
- (2) 受験当日の集合時刻より 10 分以上遅刻した場合、受験をお断りいたします。

**応募にあたって**

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保について、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したのですが、心得た上で、申込を行ってください。

**【大阪市職員基本条例】(抜粋)  
(倫理原則)**

**第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。**

(職員倫理規則)

**第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則(以下「職員倫理規則」という。)を定めるものとする。**

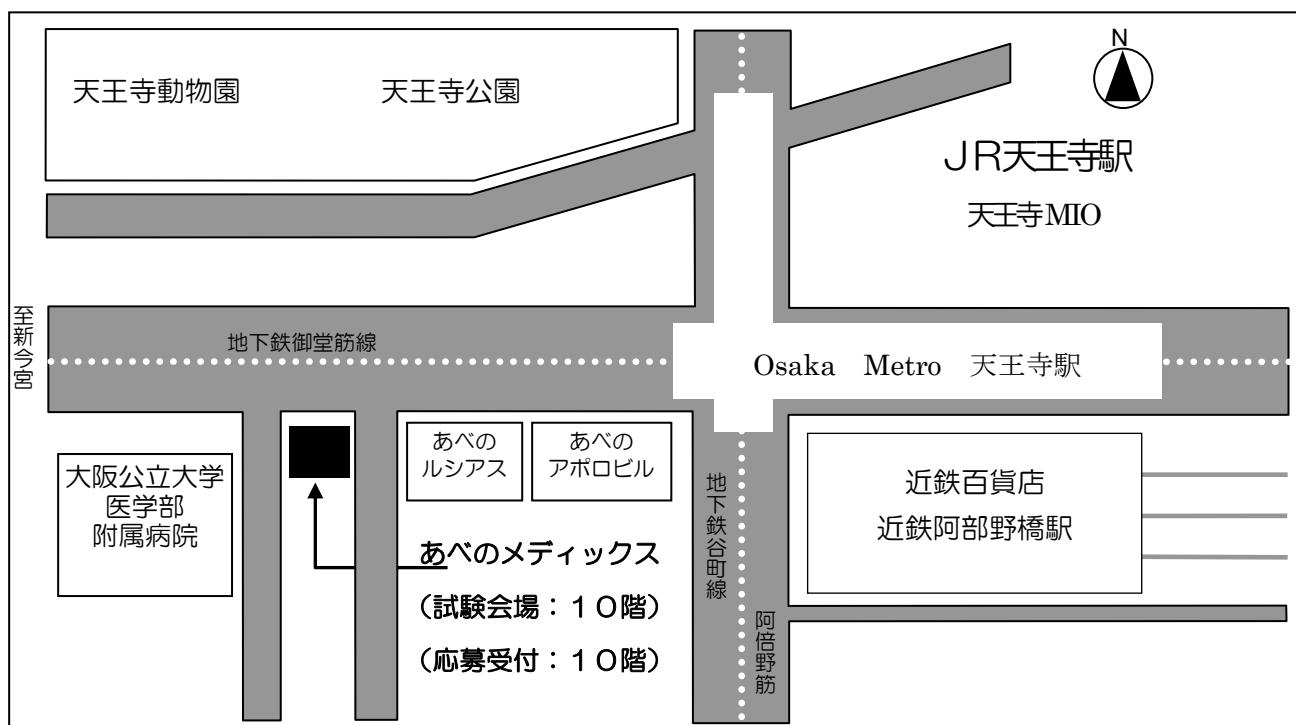
**2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。**

**【その他遵守すべき事項の例】**

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあっては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと

● 試験会場へのアクセス（最寄駅）

- ◆Osaka Metro 御堂筋線・谷町線「天王寺」駅 西へ5分
- ◆JR 大阪環状線・阪和線・大和路線「天王寺」駅 西へ5分
- ◆近鉄南大阪線「大阪阿部野橋」駅 西へ5分



この試験についてのお問い合わせは  
大阪市健康局 大阪市保健所管理課審査・給付グループ  
住所 〒545-8515 大阪市阿倍野区旭町 1-2-7-1000  
あべのメディックス 10 階  
電話 (06) 6647-0793